

規程等：第1部 第7章-1

埼玉県グラウンド・ゴルフ協会指導者制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、規約第5条(3)指導者の養成事業に基づき上級指導者制度について規定するものとする

(制度の設置)

第2条 本会はグラウンド・ゴルフの普及・指導にあたる指導者を養成し、資質の向上及び組織的指導体制の確立を図るために、「埼玉県グラウンド・ゴルフ協会上級指導者制度」(以下「制度」という。)を定める

(任務)

第3条 この制度による上級指導者は、地域におけるグラウンド・ゴルフの愛好者をはじめ、本会及び登録団体においてグラウンド・ゴルフの普及・育成に努め、もって生涯スポーツとしてのグラウンド・ゴルフの振興に寄与するものとする

(養成講習会)

第4条 この制度による上級指導者講習会は、地域においてグラウンド・ゴルフの育成にあたる指導者を対象に、日本グラウンド・ゴルフ協会(以下「日本協会」という)と本会が共催をして行う講習会で、参加者は登録団体から推薦されたものとする
参加希望者は所定の「資格申請書」を提出する

(資格認定)

第5条 本会は、上級指導者講習会を終了し、認定試験において次項の各資格条件を満たしたも
のに対して、上級指導者の認定証及びバッジを交付する

- 2 本会が出題する筆記試験に本会が定めた成績を収めること
- 3 本会が実施する実技試験に本会が定めた成績を収めること
- 4 認定バッジは、大会・練習会において常に帽子等に着用すること

(資格の認定料)

第6条 上級指導者認定の登録を申請するものは、認定料5,000円を添えて申請する

(認定証有効期間)

第7条 上級指導者認定証の有効期間は、資格認定日から4年目の6月30日、または更新講習会開催日とする

(認定証の更新)

第8条 上級指導者証の更新は4年毎とし、更新料は1,500円とする

- 2 上級指導者認定の更新にあたっては、資格有効期間終了日前までに所定の講習会を受けなければならない

(認定資格の喪失)

第9条 上級指導者が次の各項に該当するときは、その資格を失う

- (1) 本会の会員から退いた場合
- (2) 日本協会普及指導員の更新手続きをしない場合
- (3) グラウンド・ゴルフの指導者として、ふさわしくない行為があった場合
- (4) 資格有効期間内に理由なく所定の講習を受けなかった場合

(5) 本会及び登録団体から与えられた任務を理由なく果たさなかった場合

(講習会の略称)

第10条 講習会の正式名称が長いことと2つの講習会を明確に区別するために、下記の略称を使用してもよいものとする。

- 1) シルバー養成講習会：日本GG協会の三級普及指導員の資格を取得する講習会をいう。上級指導者の資格も同時に取得する。(ただし日本GG協会の資格をすでに有しているものはこの限りではない)
- 2) 上級指導者研修会：上級指導者証は4年ごとに更新する必要があり、そのための研修会をいう。

(暫定措置)

第11条 この制度の暫定措置については別途定める

附則

この規程は平成20年2月17日から施行する

この規程は一部改正し平成24年10月30日から施行する

この規程は一部改正し平成27年1月15日から施行する

この規程は一部改正し平成31年4月1日から施行する

この規程は一部改正し令和2年2月29日から施行する

この規程は一部改正し令和2年12月8日から施行する

ver-4

規程等：第1部 第7章-2

上級指導者の資格更新延期に関する規程(上級指導者制度内規)

この内規は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会上級指導者規程に基づき、上級指導者は資格取得後4年毎に更新研修会に参加し更新を行うが、都合により参加できない者に更新の延期を認め、その手続きについて定めるものとする

1. 資格更新延期の手続き

資格の更新延期の手続きは、次により行うものとする。いずれも提出は当年度の更新研修会申請時におこない、団体長が本会会長に提出する。

- (1) 団体長は取得後4年目(有効期間満了)となる上級指導者全員について、5年目以降について継続・辞退・延期など、満了者全員の意思確認を行い、「上級指導者有効期間満了者の意思確認報告書」を提出する。
- (2) 有効期間満了者のうち、4年目の更新研修会に下記の更新延期理由により参加す

ることはできないものの、翌年に更新を希望する者は、「資格更新延期願（欠席届）」を提出する

- (3) 資格更新延期願を提出した者が、翌年に欠席理由がなくなり、資格の再承認を希望するときは「資格再承認願（復活申請書）」を提出し、研修会に参加する（研修会参加登録は、別途行う）
- (4) 資格更新の延期は1年間のみ認められ、再承認された時の認定証有効期間は、欠席した期間を含めた4年間とする

2. 資格更新延期の理由

資格更新の延期申請できる理由は以下のとおりとする

- (1) 冠婚葬祭が発生した場合
- (2) 本人が病気になった場合
- (3) 家族の介護のために活動が出来なかった場合
- (4) その他やむを得ない理由があると認められた場合

- ・この内規は平成24年10月30日より施行する
- ・この内規は一部改正し平成27年1月15日から施行する
- ・この内規は一部改定し平成29年4月1日から施行する
- ・この内規は一部改定し平成31年4月1日から施行する
- ・この内規は一部改定し令和2年2月29日から施行する